価格を目指

3 つの中小企業問題

なぜ中小製造業は激減したのか。 ほぼ半減し、45万になってしまった。 86年)、2016年までの30年間に 下)の事業所数のピークは87万(19 9年代に入り国際競争力の低下し 小製造業 (従業者数300人以

場問題)。 停滞に陥った。この打撃は中小企業 東アジア化」)。日本国内からの輸出 からの輸入を増やし、 生産拠点を中国へ移転した上、中国 小企業を中国企業との競争に巻き込 国内中小企業の市場は縮小した にする一方、 労働力と部品の調達を新たな利潤源 ア化」により大企業は海外の安価な に向かった。 も抑制されたので、日本は長期経済 スの分業関係も形成した(「生産の た日本の大企業は、 「中国価格」を梃子に中小企業 第2に、 設備投資も、 第1に、 部品発注を減らされた 大企業は国内中 生き残りのため 「生産の東アジ 東アジアベー 雇用・賃金

> 題)。 拡大し、中小企業を衰退に追いやっ 題と呼ぼう。 の賃金支払い能力が低下し、 たのである。 化させることにより自らは利潤源を 起こすと同時に、 ジア化」により長期経済停滞を引き 小企業を圧迫することを中小企業問 大企業の行動が各種市場を通して中 働力を優先吸収した (経営資源問題)。 小企業に集中する一方、大企業は労 齢人口の縮小による労働力不足は中 買原低」でも利潤を創出した (収奪問 に不利な価格関係を押し付ける「購 第3に、これらにより中小企業 大企業は 中小企業問題を悪 「生産の東ア 生産年

るが、 による収奪の仕組みとそれへの対抗 鋭い打撃となる。 に削減する点で、 中小企業の利潤・賃金の原資を直ち 中小企業に残るはずの価値が奪われ、 不利な価格関係の強制により、 3つの中小企業問題は相互に関連 体化して中小企業を襲ってい 2番目にあげた収奪問題は、 以下では価格関係 中小企業労使への 本来、

の方途を考える

価格と収奪

対価格 ある。 中小企業より上に位置している。 動向を反映する。 合から「下がった」とする企業割合 とは販売価格 (仕入価格) ても中小企業ほど上がらないという 業ほど下がらず、 企業は販売価格が下がっても中小企 マイナス圏にあるが、常に大企業は 動きでなく相対価格の動きが問題で に下がれば付加価値は増える。 格が下がっても仕入価格がそれ以上 きを反映する。企業にとって販売価 価格 DI が上がれば上昇するから相 入価格D」は仕入価格DIより販売 を引いたもので、販売(仕入)価格の 前に比べ「上がった」とする企業割 販売価格、 図表では大企業、 (販売価格) 仕入価格それぞれの 仕入価格が上がっ 「販売価格DI /仕入価格)の 中小企業共 が3カ月 つま 一仕 大 動

■ 中小企業

資料) 日銀短観 (各年、6,9,12月調査) より作成

NPO法人アジア中小企業協力機構

理事長

黒瀬

中小企業の不利な価格関 図表1の販売価格 (仕入価格)DI

•••••多項式(大企業-中小企業)

図表 1 販売価格 DI - 仕入価格 DI、大企業 - 中小企業

年

■大企業-中小企業

がって、 両者の 「販売価格DI-仕入 相対価格が中小 した

企業を上回っているのである。 ようなことが起き、

%ポイント 30

20 10 0

-10

-20 -30

-40 -50 -60 -70

▶大企業

りにくい 格 が、 嫁力 販売価格、 指標と いう 仕 言 **|入価格** 1葉が 分 か

V / N(名目付加価値生産性) II V*/N(実質付加価値生産性) × V / V* (価格転嫁力指標)

V:名目付加価値額 V*: 実質付加価値額 N:従業員数

なお、本図表の実質労働生産性とは 実質付加価値生産性のことである。

名目付 続け、 げている。 中 20 0) 中小企業の名目付 見るとプラスになり、 たりの名目 小企 折れ 1加価値生産性を見たものだが、二つ 図表2は 一々強まったことである。 表示されている。 小企業のこの価格上 15年頃までプラス幅 DΙ 線の 業の 大企業の相対価格 加 価値 比 中 付 利 差を大企業 較 生産 小 加 潤 か 企業と大企業の ・賃金の 価 5 値 性 制 注 額) 大部分の 加 (従業員一人当 目され 図表の上半分 原資となる 0) 価 0) 0) 優位性 上 が 不 一昇を妨 次広が るの)期間、 利 名目 が ŋ は

生産性上昇の抑

図表 2 一人当たり名目付加価値額上昇率と変動要因

。 る。 企業

注目すべきはその原因である。

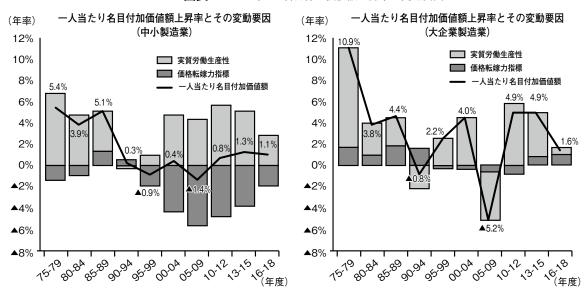
水の上昇が

率

一の方が

高

いことが



資料:日本銀行「全国企業短期経済観測調査」、「企業物価指数」、財務省「法人企業統計年報」

(注) 2014 版中小企業白書における分析をもとに作成。価格転嫁力指標上昇率については、資本金 2 千万以上 1 億円未満を中小企業、資本金10 億円以上を大企 業としている。一人当たり名目付加価値額上昇率については、資本金1千万円以上1億円未満を中小企業、資本金10億円以上を大企業としている。 出所)「価値創造企業に関する賢人会議 中間報告」(2020年2月18日)

図表 3 取引単価が十分引き上げられなかった場合の対応 (複数回答) 畄位・%

	平 12 · /0
利益率の圧縮	53.9
人件費の抑制	44.1
他の原材料・仕入れ価格の抑制	34.9
設備投資の抑制	33.3
自社が発注する取引先への値下げ要請	27.9
生産活動等の改善	19.7
研究・開発費用の抑制	6.6
取引単価は十分引き上げられてきた	6.2
その他	5.9

出所)中小企業庁「下請取引価格の実態調査」2016年3月 調査期間: 2015年 12月1日~ 12月11日 回答数: 中小企業 3,857社 (うち製造業 1,152 社、卸売り・小売業、飲食店 1,191 社)

どの これに関 かれているために名 ん色 その意味で真の生産性上昇と言える。 くなって た数量ベースでの生産性上昇を示す。 の上昇 上昇とは価格変化 なぜ、 価 産性 ない 値 期 れ て 生産性上昇率が大企業より 間マイナスのために、 上昇 いる中 が のに、 いる。 して中小企業は大企業とそ 抑制されるの 般には大企 率 実質付. 不利な価格関係に置 が、 小企業の実質 大企業にひ 目 の影響を除外し 正業よりに 付 加価値生 であ 加 価 á 名目: 付 低 値 産 it 加 生 11 を 価 ح 産 性 低 付

割 化 ったも ない を含めた付 ż Ō のとした実質付 だから、 価値 価 額 格変化による 加 を 価値 価格変化 額

が 変

格

0)

中

小

企業で

加 価値 産性上昇率と価 加 価 生産性 値 上昇率は実質付 加

0 変 化程 度を 格転嫁力指 示す。 標上 名目 価値 付 体3~ 業 0) 0) 実質付品 和 5 13

なる。

本図表では、

中

小

加

価値生産性上昇

率は

が、

価

格

転嫁力指標の上昇率が

殆

%で大企業とそん色ない

れには 別化戦略と呼ばれるもので特別なこ 略の中心におく企業が普通に見られ 販売価格が引き上げられたのではな の低下)、もう一つは、 要な原材料量の減少 (原材料原単位 0) の上昇のことだから、 とではない。 は後者のような製品を生むことを戦 れることである。 高まった高価格の別製品が産み出さ から情報がより集約化され、 つは一定量の生産物をつくるのに必 は、 より高いことである た製品の提供などであり、 れにふさわしい価値額が価格として の付 生産量の割合が上昇したことで、 実質付加価値率の上昇率が大企業 示された製品である。 「量のうち付加価値に相当する部分 普及品にない特殊な機能を持つ 従来と異なる情報集約的で、 価格変化を除外した付加価値率 によると、その主因は中小企業 53 図)。 2 つの原因が考えられる。 :加価値率の上昇と言える。 実質付加価値率の上昇と 後者は既存製品の (同白書第 同じ原材料量 ある期間 中小企業で 一般に差 機能の 1 0) そ そ 生

ŋ

ずかだが上だったのが、

賃金

も破

では、

取

利

潤

企業は実質の付 が、 原材料原単位の低下も含め、 その成果を不利な価格の強制 加価値率を高めてい 中 小

者

の場合23年前は中小企業の方が

で奪われているのである。 典型である。 収奪 問

析をした

『中小企業白書 2013

とらないの

か。

図表3の

元になる分

利潤・賃金への圧迫

本図 中小企業はどう対応しているの わっているのである。 収奪は主に中小企業労使の犠牲で終 で収奪をカバーすることだが、 待されるものを選ぶとすると、 図表3によると一番多いのは 方策をとっている企業は少数であり、 活動等の改善」によるコストダ 圧縮」と「人件費の抑制」 不利な価格関係による収奪に関 表にあがっている対応策から期 である。 「利益率 生産 この /ウン

だから、 につい は大企業より著しく、 被害も受けていることになる。 だけでなく「同 差はさらに拡大した。 卒標準労働者の月所定内賃金の低下 料によると (図表4)、 大も加えなくてはならない。 らに中小企業と大企業の賃金格差拡 問題の悪化と相まって― Ó その結果が 一市場問題、 同 会的公正のさらなる破壊という 中小製造業の大幅減少だが、 て注目されるのは、 一銘柄」 中小企業労働者は賃金低下 の労働力に関するもの 一労働同一賃金」とい これは 中小企業の高 企業規模間格 前記のとお 30歳労働 経営資源 連合資 いわゆ 後者

る

図表 4 高卒標準労働者所定内賃金(月額)企業間格差

						単位:万円	
	30 歳		35 歳		40 歳		
	1997	2020	1997	2020	1997	2020	
大企業 (1,000人以上)	27.21	27.67	33.13	32.26	39.39	36.71	
中小企業 (10~99人)	27.44	26.03	31.34	29.21	35.13	31.99	
大企業 一中小企業	△0.23	1.06	1.79	3.05	4.26	4.72	

出所)厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より連合作成(春闘用資料)。 なお、基準となっている97年が賃金水準のピークである。

取引単価の引き上げにより収益が改善した場合 図表 5 どの経営課題に資金を投資するか(複数回答)

出位・の

	单位.%
従業員の賃金引上げ	71.6
設備や技術開発への投資(老朽設備の更新)	41.3
内部留保	36.3
設備や技術開発への投資(生産性の向上)	35.1
債務の返済	30.5
その他	2.3
未定	3.8

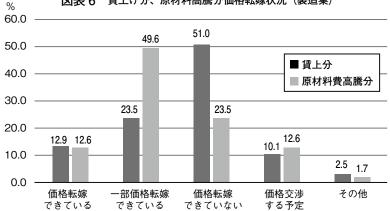
出所)図表3と同じ

種・職務別に賃金水準が決定され 30歳労働者における格差拡大は初任 給が大企業を上回るケースもあった。 いことが企業規模間格差をもたらし ヨーロッパのように企業横断的に職 本では賃金水準が企業別に決定され、 大企業を下まわったことである。 不足が特にひどい中小企業の初任 中小企業での下落で中小企業が 唯一初任給に関しては 大企業での上 若年労働者 日 である。 に達し、 図表5によると、 と賃金を圧迫しているが、 業員の賃 き上げる」とする中小企業が71・6% 引単価が引上げられるとどうなるか。 壊されていることを推測させる。 給における 内部留保」 八企業が 不利な価格関係が中小企業の 「内部留保」に回すは36・3% 金を上げたいと思っている。 「内部留保」 -小企業経営者はまずは従 より賃金引上げを優先す 同 一労働同 「従業員の賃金を引 をため込む中

社会的標準が形成され、

ていた。だが、

図表 6 賃上げ分、原材料高騰分価格転嫁状況(製造業)



資料)「新型コロナウイルスに関する国への緊急要望アンケート結果について」(中同協 2022年3月1日)より作成、

調査時点は 2022年2月1日~15日。

が、 大手鉄鋼メー 市場に広がるように、 ーとの交渉 カ で決めた鋼材 原材料に の価

賃金決定の ヨーロッパモデルを目指す

の投資

(老朽設備更新、

生産性上昇)」

るのは、

資金を「設備や技術開

発

まって、

国内市場を拡大する点から

に向ける企業の少なくないことと相

の適正化はマクロ

経済発展の効果も

大きいのである。

も重要である。

中小企業の価格関係

3

収奪問題への対抗

が半分、 が起きるの それ $\frac{2}{0}$ え半数 b 庁 嫁できているのは少なく、 者ともコスト上 きていない」 度にすぎない。 格 足 査結果は過去にも見られ、 価格転 価 ては 取 転嫁の状況を調査した (図表6)。 元での原材料費と賃金上昇 中小企業家同友会全国協 「原材料· 格 「労務費変動 賃 より悪い。 原材料費については 両者は対照的で、 「一部価格転嫁できている」と 賃金とも1 転嫁できてい 度 金については一部でも価格 の企業が価格転嫁できている 引条件改善状況調 転嫁できていない。 賃金については 嫁できている」 か。 2019年 部 仕 が半分であること。 :価格転嫁できている もう一つ注目すべき 分 なぜこのようなこと 入価格の変動分」 昇に違い 割を少し超える程 0) ない」について 原材料費につ 価格転嫁状況 度) におい 「価格転嫁で は、 査 部とは は 半数が全 中小企業 類似の調 はないの 原材料 議 $\widehat{\stackrel{2}{0}}$ 会は 0) · 両 転

大手自动 動車

れる ロッパ が弱いので、 となり、 賃金は社会的合意として「共通規則 けでない。 け入れる。 しまう。 小企業の多くは大企業に対し取引力 できるかどうかは取引力次第で、 ではない 決められ $\frac{1}{4}$ 職種・職務別に賃金が決定されるわ 団体との交渉により、 た労働組合と産業を代表する経営者 金は個別企業ごとに決められ、 ついては大企業が価格を標準化 価格転嫁をやむを得ないものと受 顧客も、 物一 (木下武男 のように、 その上に立って経営が行わ から、 したがって、 価は成立せず、 た賃金水準は 46頁)。日本では労働力 ヨーロッパの場合、 ところが、 値上がりした原材料価格 価格転嫁は難しい。 その上昇を価格転嫁 『労働組合とは何か』 産業別に結成され 日本では、 企業横断的に 中 「共通規則 企業ごとに 小企業製品 日 して 賃 中

Ŕ

通規則」 業内労働組合が中心の日本では、 必要であ 引き上げると同時に、 働者の結 ならない。 を是正するような適正価格の実現に したがっ 賃金の 環境を構築するという運動が 化により適正価格も実現し、 る。 集で交渉力を高め、 て、 産業別に企業横断的な労 決め方から変えなくては 労働組合があっても企 大企業との賃金格差 賃金水準の 賃金を 共 \exists

引慣行に向けて」

とされる施

策

パッ

ジであり、

重点 5課題の一つと

「価格決定方法の

い適正化

が

きた。

だが、

それ

ある。 が、 夕にできないことは分かっている 口 目 ッ パ 指さなくてはならない目 型の賃金決定の実現は

朝

大企業体制の変革

寡占を確立し、 年度に公表した ているの による対処策として現在中 いるからである。 業部門を占める大企業が販売・購買 関係をおしつけられるのは、 格の低下が進んでいるのである。 大きく悪化した。 5%にすぎず、 きている企業 景気観測」 紹介したが、 では中小企業家同友会調査の結果を 価格への 格の高騰が始まり、 そもそも、 2021 年に入ってから原材料 「コスト増加 は、 転嫁に苦しんでいる。 $\stackrel{\frown 2}{\stackrel{0}{\stackrel{0}{2}}}$ 中小企業庁が 日本商工会議所 中小企業が不利な価 $\widehat{\mathbf{B}}$ 優越的な取引をして 昨年の14・6 分 to これへの 中小企業の相 「未来志向 В 0) 年11月調査) で の場合) 価格転嫁がで 小企業は販売 20 -心になっ 公共政策 中枢産 型 %より は 「早期 0) |対価 16 8 取

取 取

引適正化のための

「下請けガ

イド

や「下請中

小企業振興法_

ある。 平均 7・9 メリ である。 になるが、 にした (2022年1月)。 取 の上昇分について協議することなく たたき」に、労務費、 4 年3月22日付』 格支配力の源が強化されていること に上昇しており 市場は自然には形成されず、 る親事業者の禁止行為の一つ、 請代金支払遅延等防止法」 極的な運用と言える。 築宣言」 自由 れている 経済学』図表 2-1)、 |引委員会による勧告・公表の対象 得したいが、 1年39%台から2016 高 極的な介入を促す運 引価格を据え置くなどを含むこと 制度による規制強化として、 「お願いベース」 ´カでは、 上位4社の市場集中度は20 懸念すべきは日本の製造業売 な競争市 を要請するもので、 同じく集中度が高まったア 21年度までの 件にとどまっており、 (『日本経済新聞 実際に高価格の弊害が 禁止行為違反は公正 . . 場こそ根幹」 (大橋弘 揺らぐ資本主義 の施策である。 原材料 自电 10年間 動 大企業の価 『競争政策 が必要で が規定す 年 44 $\frac{2}{0}$ 効果を 基本的 政府の :価格等 公正な ŀ 買 %台 で年 マ 消

U

ある。 関係の フィリポン 制の根源 集中規制を強化するなど、大企業体 独占に舵を切った。 70年代以 イデン政権は寡占化に寛容だった 法運用を積極化するとともに、 的な変革への取組が必要で 来の独禁政策を転換し、 ニューヨーク大学教授)。 日 本でも、 下請

反

下

請

振

興基準」

等を遵

守させるた

や大企業の

「パートナーシップ構

業界単位の

自

主行動計画

作

マーケティングの強化を

工金融 先への も必要である。 ライヤー 低いことを明らかにしたことがある 買いたたかれるからである。 で特定の買い手への依存度が高く、 るのに、 に、 価値率の上昇率は大企業より高い (拙稿 る中小企業の売上高利益率は、 トヨタ自 いのは、 名目付加価値生産性上昇率が低 !格を適正化するには経営努)売上依存度の高い企業の方が $\begin{array}{c} 2 \\ 0 \\ 1 \\ 6 \end{array}$ トヨタ自動車グループサプ マーケティング能力の不足 中小企業の技術は優れて 0) 動車グループと取引して 『自律的』 中小企業の実質付加 年10月号』)。 |構造の分析_ 筆者は、 取引 一商 力

する 代以 小製造業の宿痾だったが、 1 ワンマーケティングを活発化 ケティング能力の欠如は 小企業が見られるようになっ 0) 市 場縮 小を背景に、 90 年 H

ŀ

ŋ た。 を聞き取る」と表現している。 小企業の顧客との近接性を基盤とす 、潜在需要を探り出し、 顧客需要の創出を図るもので、 筆者はこれを「市場のつぶ 顧客に情報を提供しその反応か Þ 0) 顧客との情報受発信によ また提案す 中

報共有的な組織が必要である。 な情報は獲得できない まに動かされるような組織 が情報を独占し、 従業員がいわば社長と同じ情報を持 可欠である。 ではなく、 されたからといって発見できるもの で発生する「場面情報」 「つぶやき」のような、その場その 自分自身で判断できるような情 従業員の自律的行動が不 自律的に行動するには、 従業員は命令の は、 では 幹部 命令 新た ŧ

業との 規則_ 増やし 格 ような経営努力と賃金水準の トゥ・ワンマーケティングで顧客を クロ 情報共有的組織を構築し、 0) 価格 化 実現に向かう必要がある。 賃金格差を是正 構造の変革を両輪にし、 (特定顧客への依存度を減ら 大企業体制の変革と 形成力を強化する。 する 適正 ワン 「共通 大企 この いう

直宏 黒瀬 くろせ・なおひろ

NPO 法人アジア中小企業協力機構 理事長

1944年生まれ。慶應義塾大学経済学部卒、東京都立大学大学院社会科学研究科修士課程修了。 元嘉悦大学ビジネス創造学部教授、元専修大学商学部教授。特定非営利活動法人アジア中小 企業協力機構理事長(2017年6月8日)。博士(経済学)。

中小企業論(理論、歴史)、中小企業政策論、アジア中小企業論。中小企業の取材に基づく理 論構築を得意としている。

主な著書:『複眼的中小企業論~中小企業は発展性と問題性の統一物~第2版』(単著、同友館 2018年)、『独立中小企業を目指そう』(単著、同友館、2015年)『21世紀中小企業論第4版』(共著、 有斐閣、2022年)、『中小企業が市場社会を変える』(編著、同友館 2014年)、『中小企業政策』(単著、 日本経済評論社、2006年)、「温州産業の原蓄過程:情報による下からの資本制化と企業の階層分解」 (単著、三田学会雑誌 96巻 4号、2004年)、『中小企業政策の総括と提言』(単著、同友館、1997年)

